

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年11月22日（火曜日）

○日時 令和4年11月22日 午前10時11分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員（7名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也

○欠席委員（1名） 村 椿 敏 章

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

石垣 直樹
金兵 智則
近藤 憲治
澤谷 淳子
松浦 敏司

○説明者

副市長	後藤 利博
企画総務部長	秋葉 孝博
建設港湾部長	立花 学
職員課長	寺口 貴広
都市管理課長	澁谷 一志

○事務局職員

事務局長	林 幸一
------	------

次 長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係	早 渕 由 樹
総務議事係	山 口 諒

午前10時11分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案2件について審査いたします。

それでは、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、公園整備事業、公園遊具安全対策事業について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料2ページを御覧ください。

令和4年度一般会計公園施設整備費補正予算、公園遊具安全対策事業について御説明いたします。

1、補正の理由であります。当市が管理いたします公園について、遊具施設の点検を実施した結果、けがにつながるおそれのある遊具施設が確認され、この公園遊具施設の安全対策を図るため、工事請負費7,700万円を追加補正するものであります。

内容につきましては、劣化が著しく修繕できない遊具施設の撤去工事が47公園、110基、工事費3,800万円、修繕する遊具施設が46公園、66基、工事費3,900万円、合わせて7,700万円の工事費となります。

2、補正額であります。補正額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 この公園遊具のことにしましては、前回の総務経済委員会的时候にもお話がありましたが、問題になっていたところは全て撤去、もしくはは修繕ということで、予算がついたというところなのですけれども、前回、スケジュール的には、できるだけ早くというお話があったかと思っておりますけれども、予算がついて大分具体的になってきているのではないかなと思うのですけれども、その辺のスケジュール感的なものは、どういうふうになっているの

でしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今の公園の危険な遊具につきましては、大型遊具につきましては、周りをロープで囲んでおりまして、あと滑り台の単体遊具につきましては、黄色いテープを巻きつけているのですが、どうしても子供たちが中に入ったり、遊んでしまうということが予想されますので、早急にですね、安全対策をしたいと考えております。

スケジュール的にはですね、今回、議決を頂きましたら、早急にですね、12月に発注をいたしまして、かなりの数の量がありますので、地区を幾つかに分けた上で、撤去、修繕したいと考えております。

また、これから雪が降る季節になりますので、この降雪状況、あと、しばれの具合などもございますが、できるだけ先に撤去をしまして、その間、修繕できるものの部材も調達しながらできる範囲でしたいと思っております。

ただ、降雪状況、資材の調達状況につきまして、なかなかすぐに入ってこないっていうことも考えられますので、もし今年度中にできない場合はですね、3月の定例会において繰越しをしながら、手続をしながら、5月の連休前には完全に直した形で開放したいと考えております。

○小田部照委員長 失礼しました。

質疑の途中ですが、本日の委員会ですが、村椿委員のほうより欠席の届けが出ておりましたので、御報告申し上げます。

申し訳ありませんでした。

○永本浩子委員 具体的に、大体のめどとしては、年度内にできなかったものはゴールドデンウイークっていうところで見えきているのかなと思います。

やはりちょっと、危険度が高いもの、撤去するものを優先的にやっていただきながらということになるかと思いますが、発注をする業者っていうのは、具体的にどういう感じになっているのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 本日議決を頂きましたら、指名委員会を開催いたしまして、早急に、土木業者になるかと思いますが、指名委員会の中で決めさせていただきたいと思っております。

○永本浩子委員 議決後ということですが、業者のほうもきちんとめどが立っているのかなと思います。

そして、撤去するものが、今回かなり数が多いか

と思いますけれども、撤去後の対応に関しては、今後の流れとしては町内会等ともよく話し合ったりしながらということになるかと思いますが、そちらのほうの流れは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今回、撤去をする遊具が110基と数も多くなっております。

この撤去につきましては、撤去する前に町内会のほうにですね、撤去する旨の説明をいたしまして、そのときに町内会のほうから、今後こういうことをしてほしいということがもしあれば、それを聞きながらですね、今後は検討していきたいと思っております。

まず今回は、危険な遊具の撤去っていうふうには考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員 大体の説明を聞いて、わかったのですが、なぜこの冬に向かって本当に工事費も高くなるのに、工事する人も大変な目に遭います。まず除雪をしたりいろんなことで、凍結深度もありますから、設置するにしてもいろんな作業を、単価がすごく高くなります。

なぜ、この時期に冬に向かってそんな工事をしなくちゃいけないのかという、僕、素人的には判断しかねるのですけれども、何でこういう、理由が何かあるのじゃないかと思うのですが教えていただきたい。

○澁谷一志都市管理課長 まず、使用できない遊具につきましてはトラロープとか、先ほども説明したのですが、黄色いテープを張って使用できない措置を取っているのですが、どうしてもやはり子供が中に入ったり、ちょっと遊んでいたりとかっていうことも考えられますので、安全確保をする上で、早急にですね、撤去、修繕をしたいと、そういうような考え方で今回、補正をいたしまして工事をしたいと考えております。

○栗田政男委員 つまり、冬の間はお子さんたちが公園ですから、遊ばないですよ。そういうことがあるので、この時期になってしまったという理由だという理解でいいですか。

○澁谷一志都市管理課長 安全を確保するためと、あと、資材の調達もでございます。

できるだけ4月、雪が解けた後、連休前にですね、できるだけ安全確保をした上で子供たちに安全

な形で解放したいなという考え方もございます。

○栗田政男委員 いろいろ、見えない理由もあるのかもしれませんが。そんな気がしますが、それで理解をしますが、それを施工される金額が金額なのですけれども、多少でもやっぱり公共事業という観点から見ると、冬の間っていうのは何もないですから、そういう部分では受けられる業者さんも助かるのかなという気がしますので、トータルで考えて理解していいのか、できるならばですね、やっぱり夏の間だと短時間で終わりますし、その間は封鎖しても構わないので、やりやすいときに。

冬の工事っていうのは、やっぱりいい仕事がなかなかできないという弱点もあるので、そんなことを考えると、やっぱり必要なことは必要としてタイムリーにやられて、できればいい時期にやられたほうがお互いにいいんじゃないかなっていう気がします。これは、今後の参考にさせていただければと。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 何点か確認をしたいと思います。

まず、財源として地方交付税が全額充てられるという、さっき説明があったと思うのですけれども、これ、追加でくるのは何か特別な理由があってくるのですかね。

○秋葉孝博企画総務部長 今回、一般財源の歳入予算として地方交付税を充てているということは、まず理由といたしましては、こうしたものに対する撤去だけでは交付金ですとか、それから起債措置、それから主に撤去と修繕になりますので、財源としては一般財源しかないというのが一点でございます。

今、国のほうで地方交付税の増額の決定をして、詳細はまだ、私どものほうには届いていませんが、そうしたものの財源ではなくて地方交付税として見積もっている、留保している中の財源で、ここは、先ほど栗田委員のほうからもお話があったのですが、やはりその来春まで待つと、結局はかなり遊具が使えない期間がありますので、それを何とか早くやろうということで、留保していた財源を使用していますね、今回補正を、予算を組んだというところでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、新しくきたというのは留保した財源、もともとある財源をこちらに回したという考え方ですね。そこは理解させていただきました。

それで、今もスケジュール感も含めて御説明があ

ったのですけれども、撤去した110か所の遊具がなくなったスペースをどうするのかっていうところも、ある程度スケジュール感を持って取り組まなきゃいけないと思うのですよね。

これは、新年度以降の予算づけになると思いますけれども、その辺についてはどのような考え方やスケジュール感をお持ちなのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 まず、危険な遊具については撤去をさせていただくと。遊具がなくなる公園も、少しはございます。そこら辺は町内会とですね、丁寧に説明した上で町内会の要望も聞きながら、あと、これから公園の再編もございます。それとですね、うまくリンクできるように何とか調整はしていきたいと考えております。

○立花学建設港湾部長 補足させていただきますと、現在、公園の再編につきましては、各町内会にこれから当たる予定としております。

再編の計画の中で、今、公園が、例えば町内会に三つ点在をしてある公園があったとした場合に、その一つに集約をしていきたいという考えが、市のほうとしては、ある程度コンパクトに公園整備としてはしていきたいという思いがあります。

ただ、三つの公園の中で、実際に町内会の方たちにこれからお話を聞いた上で、実際に遊具を置かない公園について、ベンチがいいのか、あずまやがいいのか、そういった御意見を聞きながら再編計画については、遊具のほかの施設も含めて動いていきたいというふうに考えております。

ただ、かなりの数があるということで、今回、撤去してしまった遊具で、公園に一つも遊具がないというところが三つほどございます。そういったところについては、優先的に遊具もしくは、町内会の意向でそこにはベンチが必要であればといった形で対応していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 大まかな方向感や考え方は理解できました。

できれば、来年度中にある程度整備が進めばいいと思うのですけれども、なかなか来年度だけでは難しいというふうに考えてらっしゃるということですね。

そうすると、来年度、再来年度ぐらい、2年ぐらいかけて整備を完了させるという考え方で計画を立てていくということでしょうか。

○立花学建設港湾部長 今回の再編計画で動こうとしている遊具の数というのがかなりあります。

財源的なものについては、社会資本総合交付金を活用したいというふうに考えているところでございますが、全体の財政状況も鑑みて、1年にどれぐらいのスピード感でできるのかというのは、内部で調整をしていかなければならないと思っております。

現在のこの計画の中では、できる限り早い段階で、再編計画として公園整備を進めたいということで考えておりますが、2年、3年というスパンではなくて、もう少し長い期間になるかなというふうに思っているところでございます。

○平賀貴幸委員 思ったよりも長くかかるということで、財源の問題もありますから、やむを得ない部分もあるのだろーと思えますけれども、特に子供にとってはその時間というのは、そのときしかないわけで、2年、3年、子供にとってのかけがえのない時間が奪われるということにならないような配慮は当然しなきゃいけないですよ。

ですから、子供の多い地域を優先するとか、いろんな考え方を持って整理してやっていくのだと思いますけれども、その辺も含めてですね、検討しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○山田庫司郎委員 皆様、それぞれの立場で心配をしている部分で質問があって、質疑があったと思います。

私からもやっぱり、年内にはきちんと危ないものは撤去すると、修繕できるものはしていくと。

先ほど説明があったように、12月に雪が降ってですね、本格的に冬になれば公園は使用しないということになりますから、3月ぐらいまでは使用できないのは公園だと思います。

冬期工事になるかどうか、そこら辺はわかりませんが、繰越の話もございましたが、その辺はしっかりと線引きをして繰越の対応も答弁があったように考えていただければと。

それと、12月に発注をするという先ほどの答弁でしたけれども、発注をして入札はその後っていうことかな、そうすると、もう12月の中旬を過ぎちゃうと思うのですよ。閲覧期間を含めて全部やると、その辺、もうちょっと早くならないかも含めて御答弁を頂きたいと思えます。

○立花学建設港湾部長 すみません、先ほど12月に発注ということでお話をさせていただきましたが、本日議決を頂きまして、すぐに発注をしたいという

ふうに考えています。

閲覧期間についても、短縮を図りながらできるだけ早く入札をしたいというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 ぜひ。12月になりますと、今年は降雪がいつからになるかちょっと私もわかりませんが、20日ぐらいまで工事ができるかどうか考えますと、ぜひ、今部長から答弁があったように速やかに手続を済ましてですね、現場に早く入るようお願いをしたいと思えます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第2号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋健司職員係長 議案資料6ページ、資料2号を御覧願います。

議案第2号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、変化の厳しい社会経済情勢を鑑み、特別職に属する職員の給与を引き続き減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和4年12月1日から、令和8年11月30日までの間、現行の特例給与月額と同様に、市長の月額給料を12%減額の月額83万6,000円とし、副市長につきましては5%減額の月額72万2,000円、教育長につきましても同じく5%減額の月額63万1,750円にしようとするものでございます。

施行期日につきましては、令和4年12月1日から施行しようとするものでございます。

また、新旧対照表は、下段に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 多分、記憶をたどると、一度正規に戻ってコロナ関連でこれ下げたんじゃなかったかという理解でいいのかな。

いいです……はい、ということなのですが、どうも減額する趣旨、意味がよくわからないのですが、どうしてここでこれだけの額を、多いのか少ないのかは別にして減額してやっていくのかっていうのは、ちょっと理解できないので教えていただきたいです。

○高橋健司職員係長 先ほどおっしゃいましたとおり、令和2年度以降ですね、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を鑑みまして、減額してきたところでございます。

その期限でございますが、今年度ですね、期限の任期である11月までという減額としてきたところでございます。

今回、新たな任期を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症による影響を始め、依然として厳しい社会経済情勢を鑑みまして、現状においても本則に定める給与月額に戻す状況にはないというふうに判断したものと認識しております。

○栗田政男委員 わかりそうでわからないような答弁なのだけでも、特別職の給与、我々も含めて報酬等審議会というしっかりとした機関で適正な額が定められております。

それを、減額、場合によってはその経済状況、言われたコロナの状況下だと思いますが、その中で経済がまだ不確実だっていう意味で、こういうことになっていると思いますが、恒常的に定額を下げるのは、僕はいかなものかなと思っています。

やっぱり金額は意味があって設定されていますから、それに見合うだけの仕事量、当然やっていらっしゃるし、そういう意味ではやっぱりしっかりと担保されるのは、正規ではないかなと思います。

これ、よく責任の取り方として何か月間の削減とか、これは、それしか方法はないのですね、我々も含めて。そういうことが行われるので、それも限定的に期間を決めて、短期間でなされるのが今までの通例だと思います。

各自治体の事例を見てもそういうことになっているので、こういう場合、ここで減額をして、なおかつ責任問題になったときにまた減額するなんていうことが起きてしまう可能性があります。そういうこ

とを考えると、むやみに、金額もこれで半額ぐらいになるのであれば、かなり経済的なインパクトはありますが、何でこの金額になっているのか、どうも僕は理解できないのですが、もうちょっと詳しい説明をいただければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 まず、これにつきましては、特別職の給与ということで、これは当然、市長、副市長、教育長の考え方を基に今回、御上程させていただいているところです。12%なり、5%の設定につきましては、これまで引き続きそうした減額をしてきたというような状況がありますので、それを目安に、今回も継続をするということでお話を頂いたところです。

今、委員おっしゃるとおりですね、何かあれば給与の月額を何か月分減額っていうのは、処分の責任の取り方としてありますが、冒頭に申し上げたとおり社会経済情勢がですね、かなり厳しい中で市長としては、こうした提案をしたいということで今回、上程させていただいているところです。

委員のおっしゃることは、それはごもっともだと思いますが、そこは、首長の考え方もありますので御理解をいただきたいと思います。

○栗田政男委員 理解はしますよ。今回、反対はしませんけれども、本来の考え方がちょっと違うのかなっていう気がするのと、しっかりと取るものは取っていただいて、しっかりと仕事をさせていただかないと困るという意味で、私はおっしゃっているので、わかるような気もしますが、やっぱりしっかりと対価は必要だろうと思いますし、もちろん、市長あたりは激務をこなしています。大変な365日、そういう意味からすると決して高い報酬ではないのです。

これはどういう算定を考えても、その中でなおかつ減額をして辛抱していただくっていうのは、切ないという思いと、恒常的にこれがずっと続いていくと、この次、いろんな後継の首長さんが出たいと思ったときにどうなのかなっていう、いろんな問題も出てくるかもしれません。

もちろん、ほかの特別職の人たちは選挙を通らない人たちですから、そこまでは要求しません。しないでいいと思いますが、そういうことも含めたときにね、あんまりこれは慣例的に行われるのは、僕はいかなものかなっていう、個人的な見解を持っているので、ぜひともその辺は検討していただいて、しかるべきにはしっかりと、戻す時期が来るべ

く早く来てほしいなというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○山田庫司郎委員 ちょっと1点だけです。

栗田委員の質問内容についても、私は賛同したいところもございますけれども、特別職の三人の皆さんが、こういう形で提案をしたということで反対は私もしません。ただ、これから第5次のまた計画が、きっとこれからつくられると思いますが、私から言わせていただければ、この考え方が職員に波及しないように考えているわけですが、その辺の考え方は今の時点でございませんか、ありますか。

○秋葉孝博企画総務部長 第5次行政改革推進計画のことだと思うのですが、これは、既に3月に策定が終わりまして、委員会等でも御説明させていただいたのですが、この中では、基本的には行革による一般職員への賃金カットというのは想定しておりませんし、定数の関係も350という目安の数字があるのですが、これを維持しつつですね、今コロナ対策ですとか、相当人数が取られている現状もありますので、ここは柔軟に対応していきたいというふうな指針でありますので、これを今回の上程をもって一般職員に給与削減とかですね、そうしたことを行うという考えは全くございません。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、これにて総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後10時40分閉会